

景品表示法検討会について

1. 開催趣旨

一般消費者が商品やサービスを自主的かつ合理的に選択できる環境を確保することを目的とする景品表示法については、平成 26 年に法改正が行われたところ、改正法の施行から一定の期間が経過したこと及びデジタル化の進展等の景品表示法を取り巻く社会環境の変化等を踏まえ、消費者利益の確保を図る観点から必要な措置について検討するため、景品表示法検討会（以下「検討会」という。）を開催し、令和 4 年中を目途にとりまとめを行う。

2. 検討に当たっての視点

- （１）景品表示法を取り巻く社会環境の変化への対応
- （２）厳正・円滑な法執行の確保及び不当表示等の早期是正等のための方策
- （３）その他

3. 委員等

- （１）検討会の委員は、消費者庁長官が委嘱するものとする。
- （２）検討会に座長を置き、座長は消費者庁長官があらかじめ指名する者とする。

4. 事務局

検討会の庶務は、消費者庁景品表示法検討プロジェクトチームにおいて処理する。